

・東飯田→東・南山田→南
 ・野上→野・飯田→飯

一部異なる地域がありますので詳しくは別紙「令和8年度版九重町のごみの分け方」裏面をご覧ください。

3月	燃えるごみ	燃えないごみ			資源ごみ		
		1分別 〔缶びん〕 ペットボトル	2分別 〔ガラス・陶磁器類〕	3分別 〔電化製品〕 金属アルミ類	蛍光管・電球・電池	発泡スチロール	新聞紙・チラシ
1月	飯・東				飯		
2火	野・南						
3水		飯・東・南				野・南	
4木	飯・東	野					
5金	野・南				野		
6土			東				
7日							
8月	飯・東				南		
9火	野・南						
10水		飯・東・南				飯・東	
11木	飯・東	野					

12金	野・南				東		
13土			飯				
14日							
15月	飯・東						
16火	野・南						
17水		飯・東・南					野・南
18木	飯・東	野					
19金	野・南						
20土			野				
21日							
22月	飯・東						
23火	野・南						
24水					飯・東・南		飯・東
25木	飯・東				野		
26金	野・南						
27土			南				
28日							
29月	飯・東						
30火	野・南						
31水		飯・東・南					

ごみ袋の出し方について
 ごみの散乱を防ぐため、ごみ袋からごみがでないように袋の口をしっかりと結んで出しましょう！

- ・別紙「令和8年度版九重町のごみの分け方」を参照してください
- ・気象状況(台風や大雪)でごみ収集ができない場合があります
- ・収集日の朝8時30分までに所定の場所に出してください
- ・町指定のごみ袋以外は収集しません
- ・正しく分別していないものは収集しません

マイクロアグレッション



マイクロアグレッションとは日常生活に埋め込まれた差別です。悪気なく発した言葉や態度が無意識の偏見や固定観念で相手を傷つけてしまうことです。差別的言動や態度が相手を傷つけてしまいます。そんなつもりはない。気づかれない差別が数多く存在しています。みんなで尊重しあえる社会を作りましょう。

<人権に関する相談窓口>

九重町隣保館……………0973-76-2468
 みんなの人権110番……………0570-003-110

犬の飼い方



犬を飼うときは

放し飼いしない

犬の放し飼いは、まわりの人に恐怖を与える危険な行為です。飼い主の知らないところで、人に迷惑をかけていたり、危害を加えていたりするかもしれません。また、交通事故や迷い犬になってしまう可能性もあるので、犬の放し飼いはしないでください。

●散歩の時は必ずリードを着ける！

散歩は、犬の健康に欠かせない運動をさせるためにも大切であり、毎日のことだけにそのマナーは重要です。町内でもリードを着けずに散歩をしていたために犬が逃げ出してしまい、近隣の方が怖い思いをしているといったことが発生しています。

❗ 放し飼いは、「大分県動物の愛護及び管理に関する条例」に違反する行為です。



フンの処理をする

飼っている場所(ご自宅等)のフンの後始末や散歩時のフンの放置に関する苦情が多く寄せられています。飼っている場所は清潔に保ち、散歩時には排泄したフンは飼い主が処理袋に入れて持ち帰り、燃えるごみとして出すかトイレに流しましょう。

しつけをする

犬はしつけをすることにより、排泄のコントロールができます。無駄吠え等を減らすことにもつながります。頻繁な鳴き声は近隣の方の迷惑となることがあるため、しつけをするようにしましょう。

繁殖制限の励行

子犬が生まれることを望まないのであれば、去勢、不妊手術を受けましょう。

このえ健康ダイヤル
 (電話による健康・医療相談サービス 0120-511-658)